

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和2年12月28日 09時30分ごろ |
| 発生場所 | 新潟県佐渡市高干漁港西方 入埼灯台から真方位070° 560m付近 (概位 北緯38° 11.9' 東経138° 20.1') |
| 事故の概要 | 漁船よし丸は、後進中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年5月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 よし丸、0.77トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | NG3-12030（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、高干漁港西方の陸岸近くの磯場において、磯場の岩と瀬の間の狭い場所で箱眼鏡を使用して漁を行った後、別の磯場に移動しようとしたが、回頭できる場所がなかったので、沖合に向けて後進中、船尾に磯波を受け、船尾が水没して右舷方に転覆した。 船長は、自力で陸岸に上がり、本船は、岩場に打ち上げられた。 船長は、救命胴衣を着用していた。 |
| 分析 | 本船は、狭い磯場から沖合に向けて後進中、磯波を船尾方から受けて船尾が水没したことから、転覆したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、狭い磯場から沖合に向けて後進中、磯波を船尾方から受けて船尾が水没したため、転覆したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型漁船の船長は、波浪がある場合、狭い磯場での操業には、注意すること。 |